

建設発生土の周知事項について

盛土規制法の運用開始に伴う 施工計画書記載事項について

盛土規制法の運用開始に伴う施工計画書記載事項

【盛土規制法概要】

＜背景＞

- ・令和3年7月に熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、土石流が発生。
 - ・危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要となった。
- ※盛土条例と異なり、国又は地方公共団体等が行う盛土等についても規制の対象となる。

特盛区域の許可対象規模の引下げ ※令和7年5月26日～静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

熱海市の土石流災害を踏まえ、特定盛土等規制区域に不適切な盛土等が集中しないよう、許可の対象となる盛土等の規模を、宅地造成等工事規制区域と同一の規模まで引下げ

許可対象となる盛土等の規模

＜宅地造成・特定盛土等＞

宅地を造成するための盛土・切土、残土処分場における盛土・切土 等

規模	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が、500㎡超となるもの(①②③④を除く)
イメージ					

(注意) 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

＜土石の堆積＞

土石のストックヤードにおける仮置き 等

規模	⑥最大時に堆積する高さが2m超、かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ		

盛土規制法の運用開始に伴う施工計画書記載事項

【盛土規制法適用除外】

○道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等

○災害発生の恐れが無いと認められる工事

- ・国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

- ・工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近(※)に一時的に堆積するもの

※工事箇所から直線距離で10km以内

【土砂の仮置き場位置図(例)】



【記載箇所】施工計画書(6_施工方法)

【記載事項】仮置き場の規模(面積、高さ)

※規制の規模に該当する場合は、工事箇所からの直線距離を入れた位置図の作成が必要

＜土石の堆積における規制の規模＞

○最大時に堆積する高さが2m超、

かつ面積が300m²を超となるもの

○最大時に堆積する面積が500m²超となるもの

令和7年5月26日時点で盛土されるものを対象に施工計画書に記載してください。
また、既に施工中のものについても変更施工計画書に記載してください。